

年 次 報 告 書

1965 会 計 年 度

琉 球 水 道 公 社

年次報告書

1965 會計年度

琉球水道公社

ま え が き

1965会計年度は、琉球水道公社にとって最も重要な発展の年であった。

なかでも、最も意義のあるできごとは、石川に浄水場を建設するための工事契約であった。

1965会計年度になされた公社の契約及びその他の重要な基本計画諸工事は、沖縄にとって近代的水道施設の発展を推進した。他の重要な発展は634件の公社からの直接受水者を全島統合給水施設に連結されている市町村に対し移したことであった。

全島統合給水施設の終局的統合を目途に、市町村自体の配水施設の開発を、ひき続き奨励することが公社の基本政策である。沖縄の水道開発計画を援助するため、米国政府は1965会計年度に、公社に対して \$4,000,000を出資した。このほか、沖縄の水源及び施設をより拡張発展させるために、米国民政府一般資金から \$4,979,000が援助された。沖縄の浄水の需要は、1965会計年度も上昇を続けた。公社受水者の浄水使用量は、1964会計年度の2,415,000,000ガロンから1965会計年度には3,078,000,000ガロンと増加した。

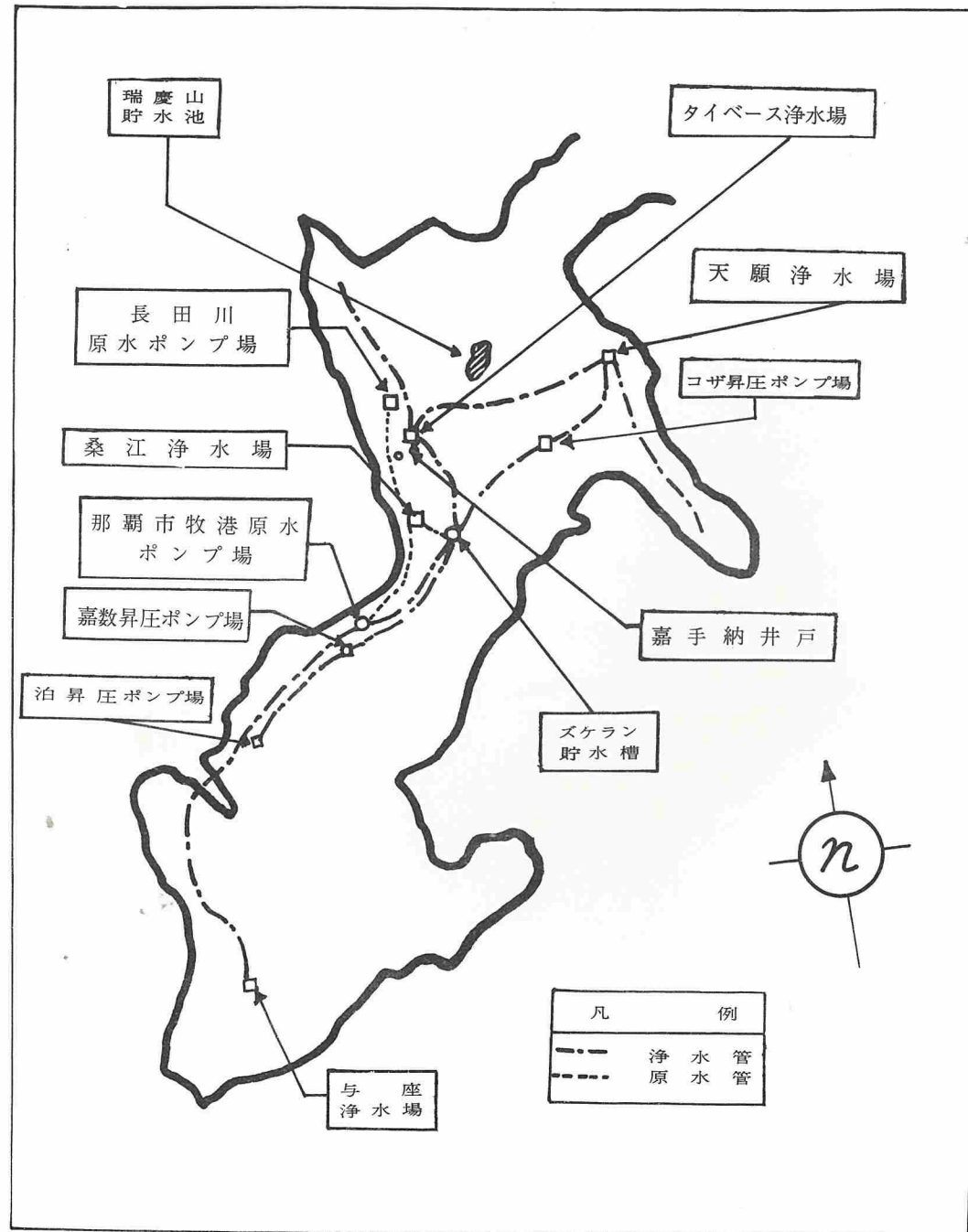
この年次報告書で、公社は1965会計年度の公社の財政および関係活動ならびに運営と、1965年6月30日末の公社の財政状況および1966会計年度の公社の諸計画を公表するものである。

1965年6月30日
沖縄・那覇

琉球水道公社
総裁 屋田 甚助

統合上水道略図

(主要施設だけ示す)



目次

まえがき	i
第一節 概観	1
第二節 琉球列島での給水	3
第三節 1965会計年度概観	4
第四節 1966会計年度投資計画	6
第五節 公認会計士の監査報告	
公認会計士の意見	7
貸借対照表	8
損益及び利益剰余金計画書	9
財務諸表脚注	10

付録

1 琉球水道公社の理事および顧問	17
2 琉球水道公社機構図	18
3 琉球水道公社定款	19
4 琉球水道公社資本および利益の増加	24
5 琉球水道公社年次別水の売上高	25
6 琉球水道公社の水の売上	26

第一節 概 観

戦前、市町村の水道事業は、沖縄では、那覇市と名護町にかぎられ、これらの市町は、それぞれの地域のかぎられた部分だけに給水していた。したがって、住民は飲料水を、おもに泉、井戸および天水タンクにたよっていた。

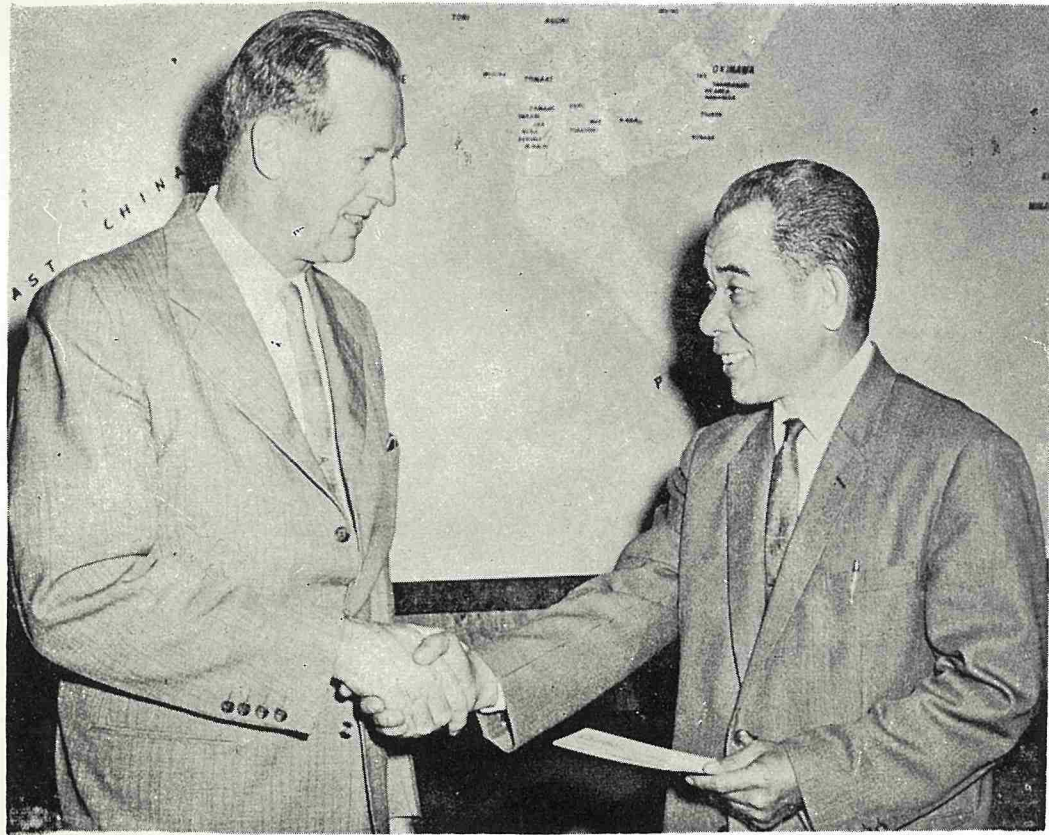
米陸軍は、占領初期に沖縄で浄水施設を開発し、それ以後、軍用からの余分の水を市町村、施設および個人に供給してきた。米軍の水道施設は、軍の需要をみたすために設計されたものであって開発された水源、ポンプおよび配水施設は、琉球経済での増加する需要をみたすことができなかった。それで1958年、米陸軍と米国民政府は、軍民両方に給水しうる全島統合給水施設の計画、資金計画、建設および運営の責任を共同でもつことに同意した。

それで、琉球水道公社が琉球住民の需要と利益、産業の発展のために、水を供給する目的で琉球列島米国民政府の一機関として設立された。その任務をはたすため、公社は沖縄での水道施設のある部分の取得、建設、維持および運営の責任をもっている。

公社の運営は、米国民政府民政官が任命する5名からなる理事会に与えられている。この理事会には、公社定款、その他の関係法令および布令にもとづいて公社がもつすべての権限を行使する権限が与えられている。理事は、米国民政府、在琉米陸軍、琉球政府、公社および琉球住民一般から任命されている。

公社役員は、総裁、副総裁、秘書役および出納役からなっている。

全島統合給水施設は、在琉米陸軍が運営しており、運営協定で、公社は民需用水を、原価で在琉米陸軍から購入している。



写真説明

1965年4月2日、琉球列島民政官ジエラルド・ワーナー氏（左）は琉球水道公社総裁屋田甚助氏（右）に \$4,000,000の小切手をおくった。この \$4,000,000は1965会計年度に米国政府が出資する資金の一部で、公社の水道開発計画に使われる。

この \$4,000,000のうち \$3,200,000は1日10,000,000ガロンの浄水能力をもつ石川の浄水場建設に使われ、残りの \$800,000は、普天間から那覇に至る沖縄の東海岸にそう長さ、97,000フィートの水道パイプ敷設費に使われる。

第二節 琉球列島での給水

沖縄住民のおもな飲料水源は、全島統合給水施設である。この施設は、在琉米陸軍および社のもつ施設からなっている。全島統合給水施設は、現在、1日約25,500,000ガロンの浄水能力がある。全島統合給水施設のおもな水源は比謝川及び天願川の地表水である。地下水源は現在1日6,000,000ガロンの原水供給能力がある。中部沖縄の那覇から読谷に至る西海岸ぞいのすべての市町村および中部沖縄の北中城から与那城に至る東海岸ぞいの一部市町村は、全島統合給水施設から水を受けている。浄水は、全島統合給水施設から各市町村の配水施設を経て、使用者に送られる。

那覇市は、沖縄で、第二の浄水能力をもつ施設をもっているが、那覇市の浄水および配水施設は沖縄の首都である市の中心部だけに給水している。那覇市の施設は、1日6,000,000ガロンの浄水能力がある。全島統合給水施設は、那覇市の不足原水を補うため、1日2,000,000ガロンまでの原水を供給している。

沖縄で独立した水道施設は、名護町及び沖縄南部にある東風平、具志頭、南風原および大里の各村の南部地区東部水道組合が運営している。独立した水道施設としては、又宮古および八重山にある。宮古の水道施設は、平良、下地、上野および城辺の市町村の宮古島水道組合が運営しており、八重山では、石垣市が水道施設を運営している。

琉球の大部分の住民に給水しているこれらの水道施設のほか、離島僻地では、井戸および泉などに飲料水源をもとめている簡易水道施設が開発されている。

第三節

1965 会計年度概観

A 運 営

1965会計年度中に、全島統合給水施設は、原価1,000ガロンにつき12.9セントで総量7,161,000,000ガロンの浄水を生産した。そのうち3,078,000,000 ガロン (43パーセント) が公社によって民間向に下記の価格で売られた。

需 要 者	平 均 価 格
市 町 村	1,000ガロンあたり21.94セント
そ の 他	1,000ガロンあたり37.10セント

全島統合給水施設から、公社が那覇市に売った原水量は、1965会計年度中で628,000,000ガロンであった。

公社ではひきつづき、全島統合給水施設の終局的統合を目的に、市町村自体の配水施設の開発を奨励している。これに関連して1965会計年度中に公社では684件の受水者を市町村に移した。なお、1965年6月30日現在226件の受水者だけが公社からの直接給水を受けている。

B 建 設 工 事

水道基本計画は、実施第3年次に入り、公社は1965会計年度中に \$8,979,000の追加資金をうけた。この\$8,979,000のうち\$4,000,000は米国民政府割当資金からで、残り\$4,979,000は米国民政府一般資金からである。

これらの資金は、つぎの水道基本計画工事に使われる。

1 米国民政府割当資金

- a 北部水道施設開発第一次工事
石川浄水場建設費 \$3,200,000
- b 東海岸送水施設
送水管敷設費 \$800,000

2 米国民政府一般資金

- a ポンプ場(大工廻に)建設費 \$250,000
- b 東海岸送水施設
貯水施設(那覇に)建設費 \$450,000
- c 貯水施設(北中城に)建設費 \$450,000
- d 中部送水施設 設計費 \$20,000
- e 北部水道施設開発(第一次)
 - (1) 前 期 工 事
 - (a) 原水送水管
送水管敷設費 \$930,000
 - (b) 貯水池及びダム建設費 \$1,300,000
 - (c) ポンプ場建設費 \$250,000

(2) 後期最終工事

設計費 \$100,000

- f 北部沖縄の水源開発および活用の調査研究費 \$150,000
 - g 牧港川に貯水池およびダム建設の調査研究費 \$15,000
 - h 井戸およびその他施設費 \$1,064,000
- 2 1965年6月30日現在、公社は、認可された水道基本計画工事に \$1,673,323を使った。1965会計年度中に、つぎの工事契約がなされた。
- a 設 計
 - (1) 北中城の貯水施設
 - (2) 中部送水施設
 - b 建 設
 - (1) 嘉手納のタイベース浄水場改良工事
 - (2) 那覇の貯水施設
 - (3) 石川の浄水場および 10,000,000ガロン貯水槽
 - (4) 北部水道施設開発一第一次前期工事
(漢那から30号路線に至る送水施設)
送水管敷設
 - (5) 東海岸送水施設
送水管敷設
- 3 つぎの工事は、この報告書の会計年度に完成した。
西海岸送水施設(ライカム・プラザおよび普天間)

C 財 政 概 要

1965年6月30日現在、公社総資産は、1964会計年度末の \$9,453,000.83に対し \$19,060,382.05であった。このうち、現金有高は、1964会計年度末の \$5,707,215.48に対し、\$14,355,349.83であった。\$14,355,349.83の現金有高のうち \$13,647,105.13はおもに、水道基本計画にもとづく必要な水道施設建設費として、米国民政府割当資金および米国民政府一般資金から1963、1964および1965会計年度に公社に出資された資金であった。

固定資産(純)は、建設仮勘定を含めて、総計 \$4,316,690.52で、1964年6月30日から \$792,325.47の増加となっている。

公社の資本および利益は、1964会計年度末の \$9,379,213.91から1965年6月30日現在の \$18,977,150.03に増加した。\$9,597,936.12の増加は、水道基本計画工事費として米国民政府割当資金および米国民政府一般資金からの出資金 \$8,979,000.00、固定資産の贈与 \$26,878.67および1965会計年度の営業利益金 \$592,057.45からなっている。

総利益およびその他の収益は、1964会計年度の \$516,604.62から、1965会計年度では \$730,973.96に増加している。運営費は1964会計年度の \$114,197.95から、1965会計年度では \$138,916.51に増加している。

第四節
1966 会計年度投資計画

毎年住民の浄水需要が増加するので、現存水源および給水施設の開発をつづけるとともに、北部沖繩の給水施設の拡張をはかることが、急務となっている。したがって、全島統合給水施設に対する水道基本計画にもとづき、1966会計年度に、総計 \$ 4,635,000で、つぎの工事が、計画されている。

- 1 牧港の貯水施設
- 2 北部水道施設開発—第一次（後期最終工事）
- 3 北部水道施設開発の設計—第二次（前期工事）
- 4 牧港川の貯水池およびダム建設
- 5 送水施設（5号路線から1号路線に至る）
- 6 昇圧ポンプ場の設計

ARTHUR J. DELLINGER & ASSOCIATES
CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTS

P. O. Box 2
GINOWAN, OKINAWA
TELEPHONE 099-4006

監 査 報 告 書

琉 球 水 道 公 社
理 事 会 殿

我々には琉球水道公社の1965年6月30日現在の貸借対照表及び同日をもって終了した事業年度の損益および剰余金計算書について監査を行った。我々の監査は一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、公社の会計記録の試査ならびにその時の状況に照らして我々が必要と認めた監査手続を含めて実施した。

前年度の財務諸表は他の独立外部監査人によって監査された。

我々の意見では公社の添付貸借対照表、損益並びに剰余金計算書は一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠し且つ前年度と同一の基準に従って適用されており、1965年6月30日現在の琉球水道公社の財政状態および同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認めた。

大 山 ・ 沖 繩

琉球水道公社
(琉球列島米国民政府機関)
比較貸借対照表

	資産の部	
	6月30日	
	1965年	1964年
流動資産:		
現金(注記1)		
一般資金	\$ 708,244.70	\$ 763,693.68
建設資金	13,647,105.13	4,943,521.80
未収金:		
売掛金	79,921.35	90,140.18
その他	1,362.23	22,748.70
未収利息	227,465.41	107,049.60
棚卸メーター及び消耗品(注記2)	69,335.35	—
前払費用	10,257.36	1,481.82
流動資産計	14,743,691.53	5,928,635.78
固定資産(取得原価)		
土地—移管価格	9,407.91	9,407.91
償却資産, 差引減価償却引当金 (1965—\$207,725.31; 1964—\$145,432.26)	2,847,286.31	2,723,478.94
建設仮勘定—統合水道計画工事	1,459,996.30	791,478.20
固定資産計	4,316,690.52	3,524,365.05
合計	\$19,060,382.05	\$9,453,000.83
	負債及び資本の部	
流動負債:		
未払金		
買掛金	\$ 66,067.25	\$ 28,799.32
その他	1,116.50	23,349.96
発生費用	1,105.62	—
水道料預り保証金	3,465.00	20,284.86
年次有給休暇引当金	1,663.35	1,352.78
退職給与引当金	9,814.30	—
流動負債計	83,232.02	73,786.92
資本金及び利益剰余金		
資本金(注記3)	17,288,318.21	8,282,439.54
利益剰余金	1,688,831.82	1,096,774.37
資本金及び利益剰余金合計	18,977,150.03	9,379,213.91
合計	\$19,060,382.05	\$9,453,000.83

財務諸表脚注参照

琉球水道公社
(琉球列島米国民政府機関)
比較損益計算書及剰余金計算書

	6月30日終了会計年度	
	1965年	1964年
売上(注記4)	\$ 761,327.65	\$ 656,128.57
売上原価	420,599.48	300,386.40
売上総利益	340,728.17	355,742.17
営業経費:		
減価償却費	68,893.34	76,149.09
給料、賃金、有給休暇及び退職給与引当金	35,209.69	25,752.13
借地料	21,667.30	1,100.37
家賃	—	915.00
修繕維持費—事務用器具及び運搬具	3,881.01	1,543.09
現場維持費	2,341.77	3,641.56
一般、事務用品費	1,395.16	1,259.95
監査手数料	1,000.00	800.00
通信費	936.48	1,263.54
保険料	881.77	574.97
研修費	880.07	—
光熱、水道料	617.21	576.74
旅費	317.77	—
雑費	894.94	621.51
営業経費計	138,916.51	114,197.95
営業利益	201,811.66	241,544.22
その他の収益及び費用:		
開閉栓及び検査手数料	144.00	383.00
定期預金利息	395,724.27	154,653.07
延滞水道料に対する利息	2,222.11	3,046.57
雑収入	297.15	240.00
資産売却益	630.44	2,539.81
その他の収益計	399,017.97	160,862.45
差引前期費用(注記5)	8,772.18	—
その他の収益—正味	390,245.79	160,862.45
純利益	592,057.45	402,406.67
期首利益剰余金	1,096,774.37	694,367.70
期末利益剰余金	\$1,688,831.82	\$1,096,774.37

財務諸表脚注参照

琉球水道公社
(琉球列島米国民政府機関)
財務諸表脚注

1965年6月30日

1 1965年6月30日現在の現金は次の通りである。

小口預金及びつり銭	\$	200.00
当座預金		279.83
利息付定期預金		14,354,870.00
合 計		\$ 14,355,349.83

2 1965年6月30日の棚卸資産は次の通り要約される。

完成工事からの残余資材	\$	39,715.65
マスターメーター、メーター、チェックバルブ メーターボックス等		29,619.70
合 計		\$ 69,335.35

棚卸資産は取得価格とそれ以下に修正した評価で表示されている。

3 当事業年度中の\$9,005,878.67の増資は下記に示された源泉によるものである。

統合水道計画工事に対する現金投下資本		
弁務官一般資金より	\$	4,979,000.00
米国割当資金より—A R I A		4,000,000.00
原水施設の移管、米国割当資金より—A R I A		26,878.67
合 計		\$ 9,005,878.67

4 1965年6月30日終了事業年度の売上は次の通りである。

浄水:	M/ガロン		
市 町 村	2,863,367		\$ 628,222.74
貸住宅業者	117,751		41,212.85
個 人	96,869		38,420.04
浄水売上計	3,077,987		707,855.63
原水売上一那覇市	628,506		50,280.48
水の売上計	3,706,493		758,136.11
配管及び修理手数料			3,191.54
売上合計			\$ 761,327.65

5 前期費用は次の通りである。

今期採択の方法による1964年6月30日終了事業年度の 監査手数料	\$	1,000.00
今期採択の計画に基づく前年度分退職給与引当金		7,772.18
合 計		\$ 8,772.18

6 会社はすべての所得税から免除される。

那覇の貯水施設

10,000,000ガロンの貯水タンクの建設工事は、1965年6月 \$347,500で沖縄在の一建設業に落札した。



那覇貯水施設の建設用地の地ならし



那覇港をバックにした那覇貯水タンクの建設現場

石川浄水場

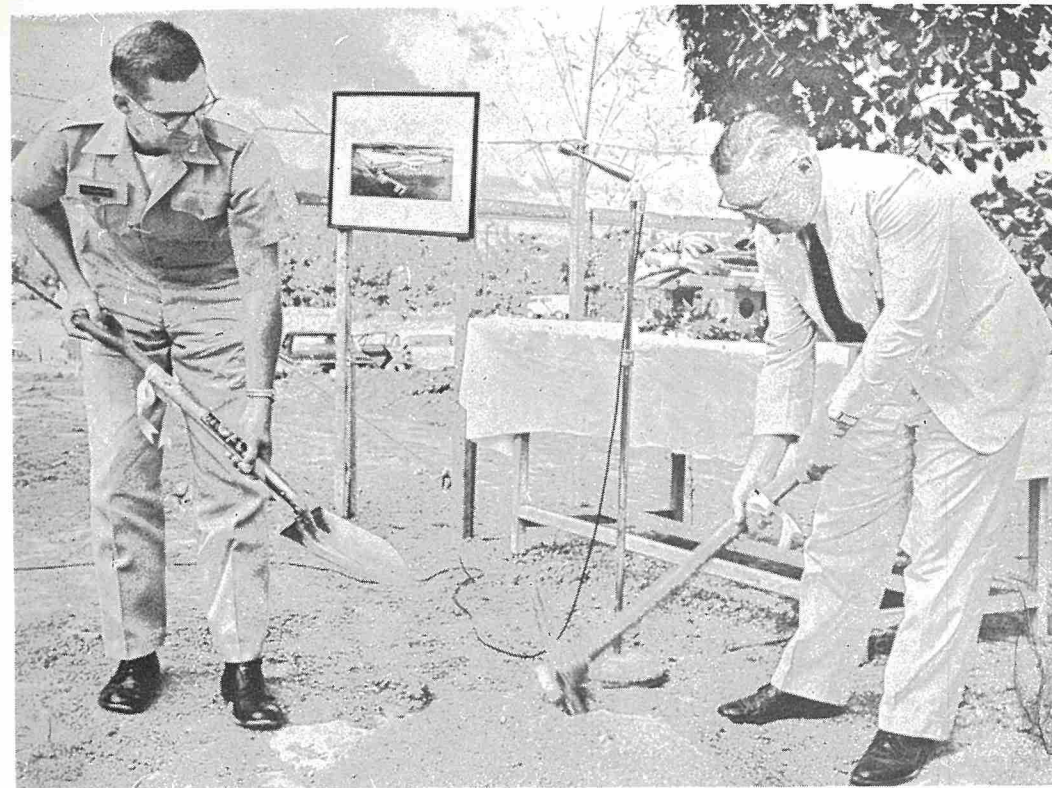
1日に20,000,000ガロンの浄水能力をもつ石川浄水場は1967会計年度末に完成予定である。これは沖縄で一番大きな浄水場である。



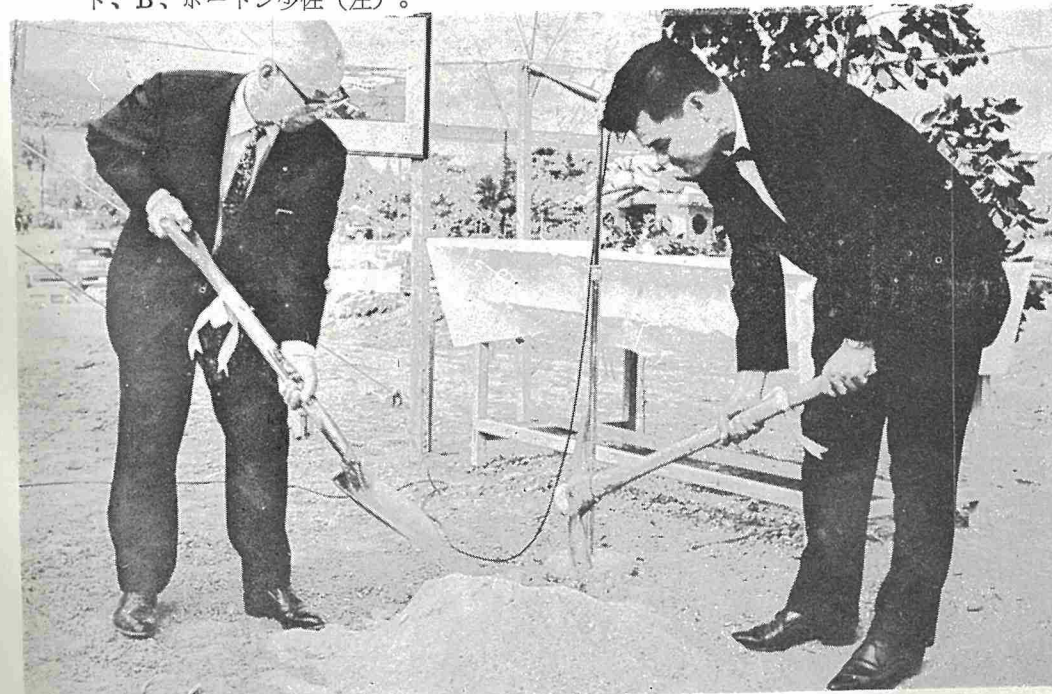
石川浄水場建設用地



石川浄水場建設用地の地ならし



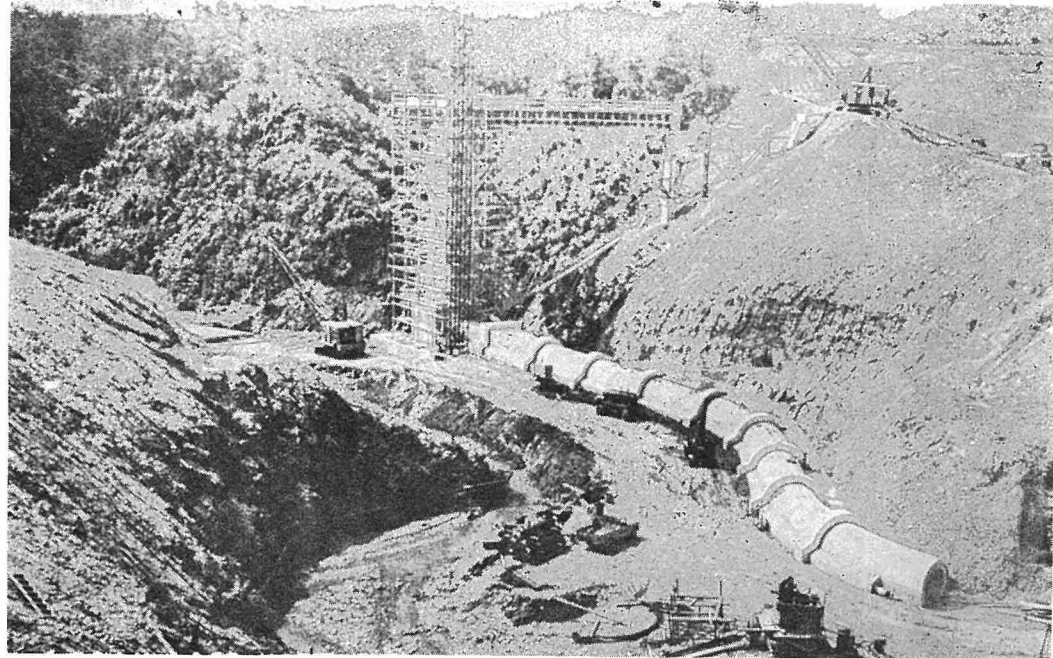
新しく建設される石川浄水場の起工式で鍬入れをする琉球水道公社代理理事長、ウィリアム、H、ピーチャンプ陸軍中佐（右）と米陸軍沖縄地区工兵隊、リチャード、B、ボートン少佐（左）。



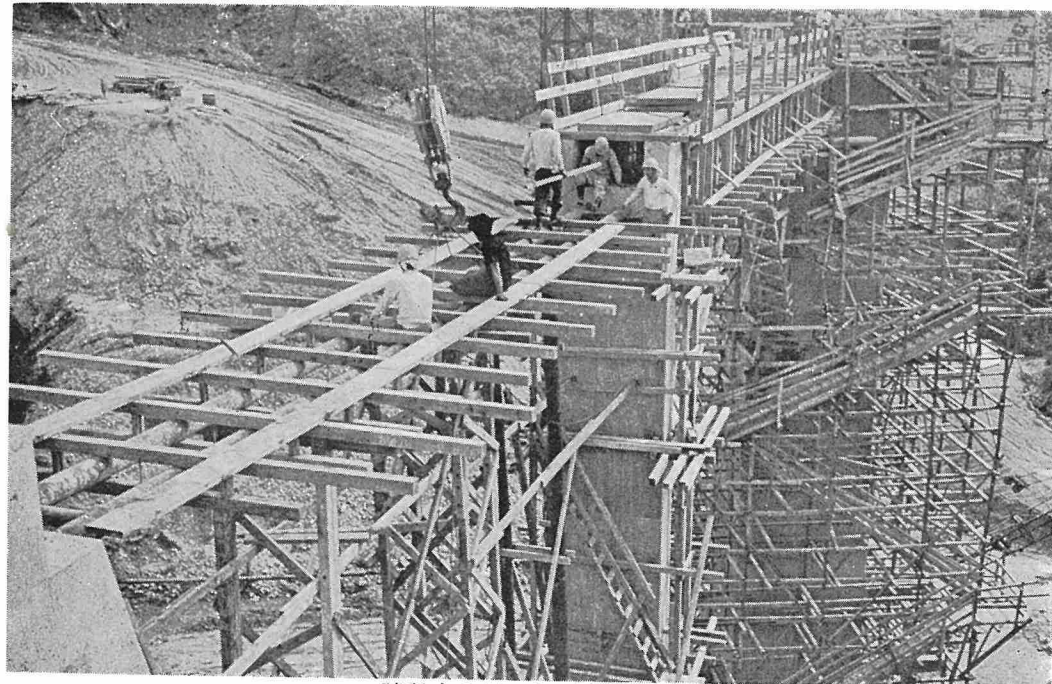
石川浄水場の起工式で鍬入れをする琉球水道公社副総裁大浜博貞氏（右）と工事請負者、大城組社長大城鎌吉氏（左）。

天 願 ダ ム

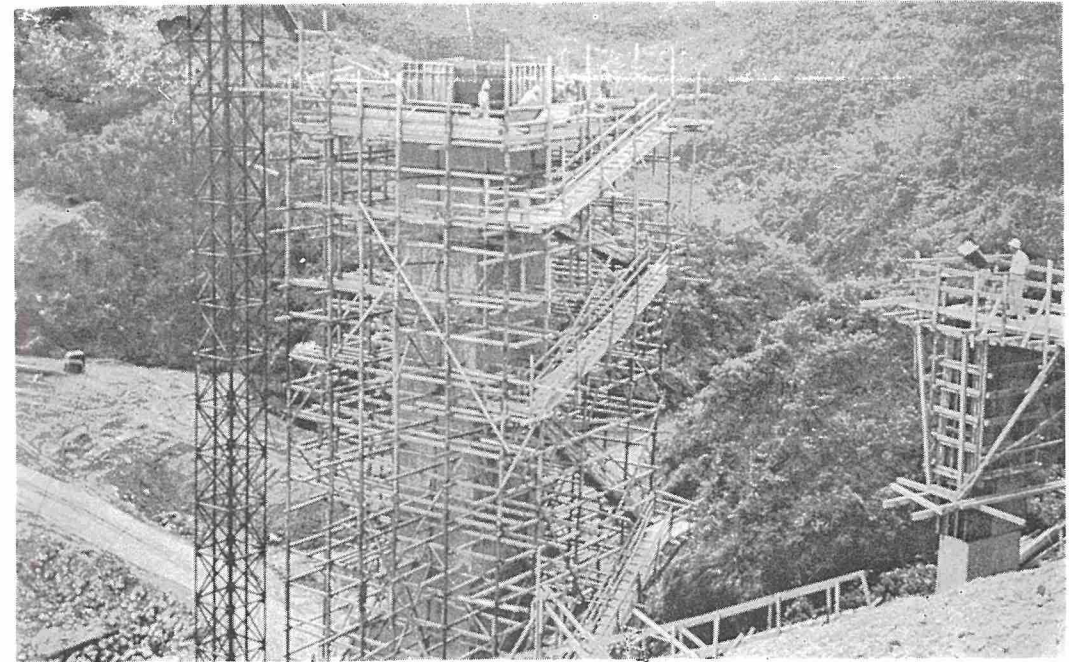
石川市の山城区に建設中の天願ダムはズケヤマダム（貯水能力600,000,000ガロン）につぐ330,000,000ガロンの貯水能力をもつ沖縄第二のダムである。この天願ダムは琉球水道公社の水道開発計画のおもな工事の一つである。



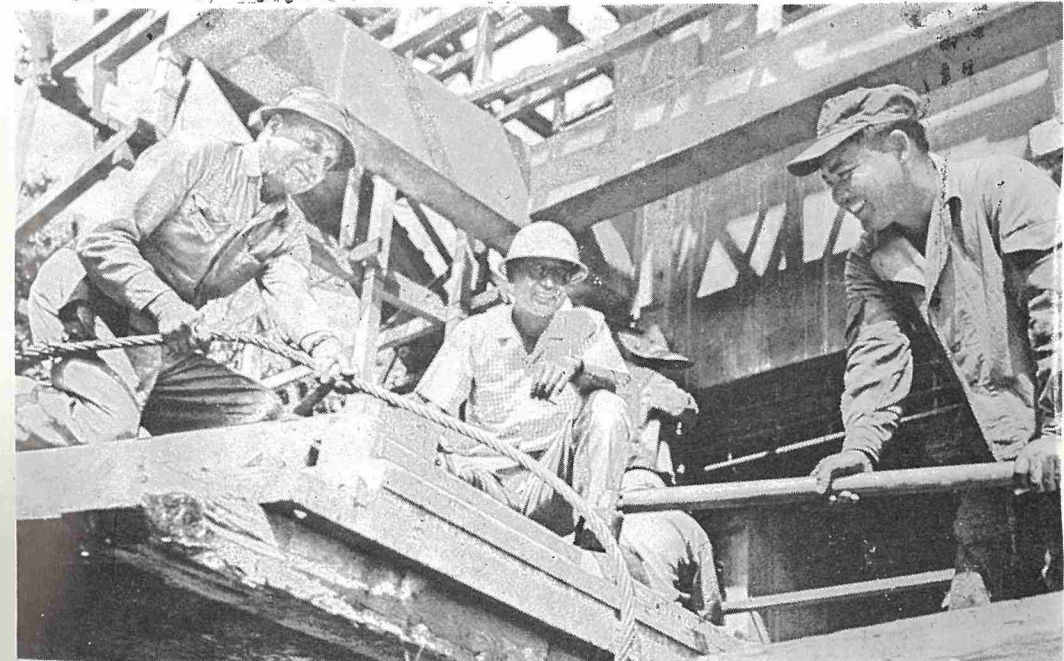
天願ダムに建設中のゲートタワーと放水路



建設中のゲートタワーの近景



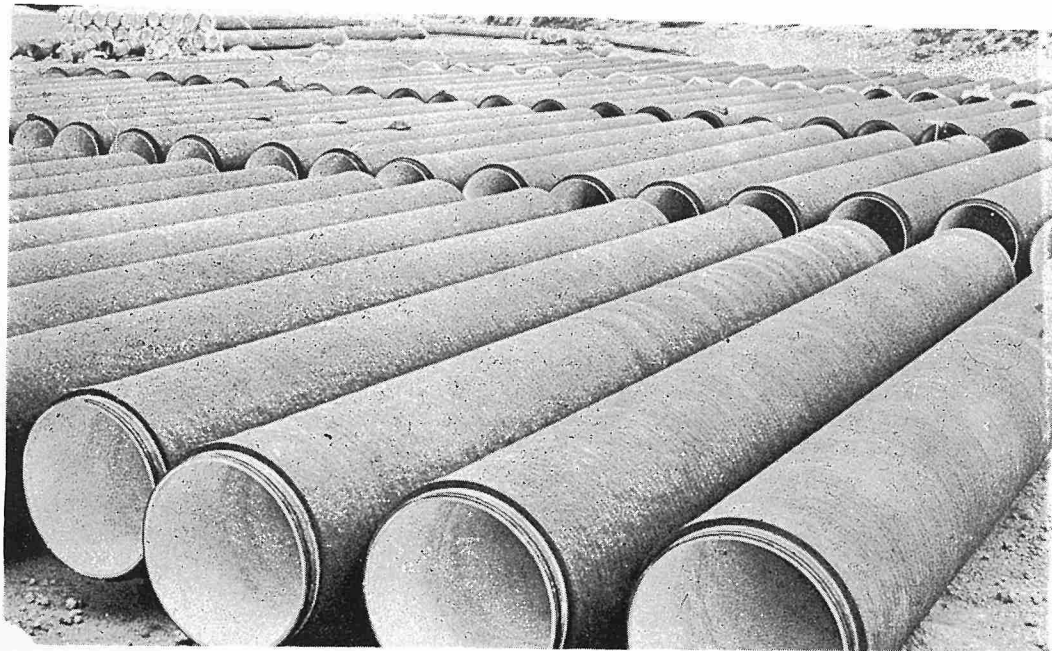
建設中のゲートタワーの全景



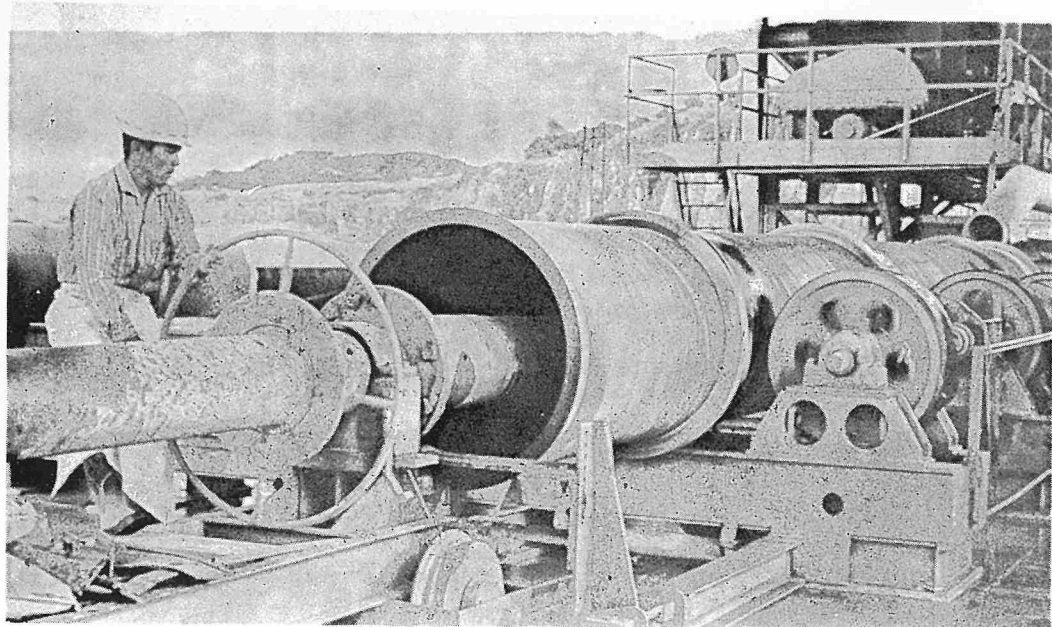
ゲートタワーを建設する技術者たち

水道パイプの購入

1964年9月、\$2,440,000で琉球水道公社の必要とするパイプ生産契約がアメリカンパイプ会社と成立した。



琉球水道公社の給水工事に使われるパイプ



琉球水道公社の給水工事に使われるパイプを生産しているアメリカンパイプ会社の機械設備

付 録 1

琉球水道公社

理事及び顧問

1965年6月30日現在

理 事

理事氏名及び役職

理事長	ピーター・J・アコーティエ中佐	米国琉球民政府公益事業局々長
理 事	小波 蔵 政 光	琉球政府行政副主席
理 事	オマー・E・ローラー	在琉米国陸軍エンジニア・グループ 水道部長
理 事	宝 村 信 雄	琉球開発金融公社 総裁
理 事	屋 田 甚 助	琉 球 水 道 公 社 総裁

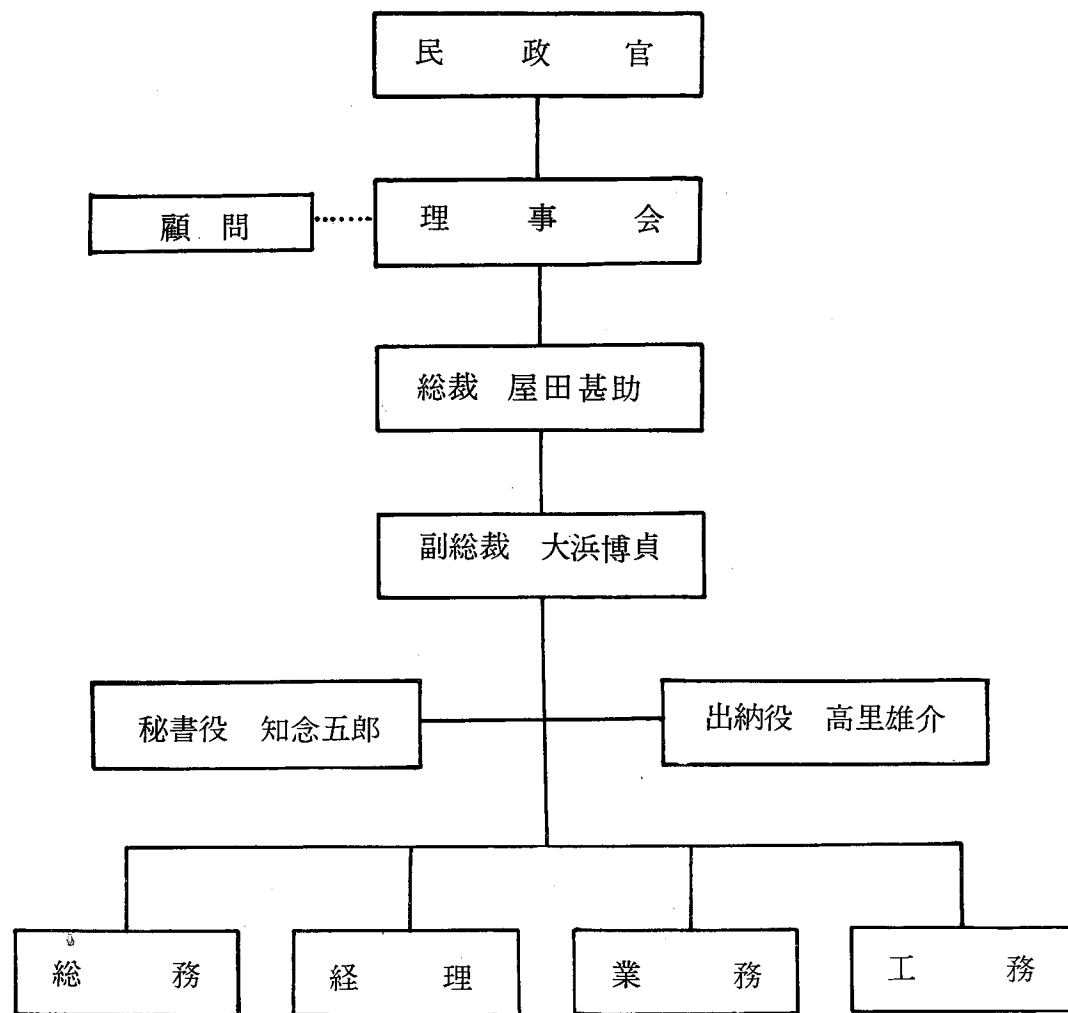
顧 問

顧問氏名及び役職

法律顧問	マービン・G・クリーガー大佐	米国琉球民政府法務局々長
財政顧問	メルビン・J・ラーセン少佐	米国琉球民政府計画局 予算部々長
技術顧問	レオナルド・H・ディッキー	米国琉球民政府公益事業局 水道技師
技術顧問	ガーソン・マンデル	在沖繩米国陸軍工兵隊工務部 計画課々長

付録 2
 琉球水道公社機構図

1965年6月30日現在



付録 3
 高等弁務官府
 琉球列島米国民政府
 軍事郵便局331

高等弁務官布令第8号
 改正 1号
 改正 2号
 改正 3号

1958年9月4日
 1960年6月30日
 1963年11月29日
 1964年7月31日

琉球水道公社の設立

1. 本布令の1部である別紙定款で規定する権限義務及び責任を有する、琉球水道公社と称する公共法人団体を茲に設立する。
2. この布令は1958年9月4日から施行する。

高等弁務官に代って

1. 添付：定款

グオナ・F・バージャー
 米国陸軍准将
 首席民政官

琉球水道公社定款

第 1 条

琉球水道公社の目的

琉球住民の需要と利益、産業の発展、その他の用途に必要な水の集取、処理、送水、配水及び販売にあたる施設を取得、維持運営するために、琉球列島米国民政府（以下「民政府」という。）の一機関として、琉球水道公社（以下「公社」という。）と称する法人団体を設立する。

第 2 条

本 社

公社の宛名及び本社事務所、所在地は、琉球列島沖繩那覇とする。

第 3 条

理 事

1. 公社の理事会（以下「理事会」という。）は、琉球列島首席民政官又はその正式後任者が任命する 5 名の理事で構成する。首席民政官は、理事の 1 名を理事長として指名する。正理事が不在又は都合により出席出来ない場合、理事長の要請で、代理理事を務める 1 名又はそれ以上の個人を任命することが出来る。首席民政官は、公社の総裁及び副総裁を指名する。総裁及び副総裁の職務は、常勤としその報酬は民政官の定める給与の率による。
2. 理事の任期は、任命権者の自由裁量によるものとする。ただし、早期に免職されない限り、任命にあたって、任命権者が定める期間勤務しなければならない。理事の後任者は、前任者の場合と同様な方法で任命される。
3. 理事に欠員が生じても、4 名の正式理事が在任している限り、公社の職務遂行について理事会の権限に影響するものではない。理事会の書務処理に必要な定足数は正式任命理事 4 名又は正理事及び代理理事からなる 4 名とする。理事会の決議は、理事会議における理事 3 名の同意を必要とする。
4. 理事会は、公社の業務、庶務及び財産の運営、管理一般にあたるものとし、かつ、この定款及び関係法令に基づき、公社が遂行しうるすべての権限を行使することができる。
5. 理事会の定例会議は、理事会の議決により定める日時と場所で毎月一回開催する。臨時理事会は、理事長又は理事 2 名により 3 日以前に各理事に通知して召集することができる。
6. 各理事は、公社の理事としての職務に対し、任命権者の定める額の俸給又は給与の支給を受ける。ただし、如何なる場合でも、米合衆国政府又は琉球政府の被用者は、公社理事としての職務に対し、如何なる俸給又は給与をも受けてはならない。理事が、この定款により、理事会に付与された職務の執行にあたって負担した費用については、理事会の承認を得て、公社がその実費を負担する。
7. この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の任命権者の承認又は指示に基づいて、理事会は、公社の職務執行に必要なその他の役員、職員及び代理人を選任し、その給与、職務分掌を定め理事会の指名する者については、適当な契約書を要求する。いずれの役員、職員又は代理人も琉球列島首席民政官又は、その正式後任者の指示及び自由裁量により免職することができる。

8. 理事会は、任命権者の指示する期日及び様式により、業務及び会計明細書を任命権者に提出する。
9. 理事は就任に際し、この定款によって課せられた職務を公正適確に履行することを宣誓して署名しなければならない。

第 4 条

役 員

1. 公社の役員は、総裁及びその他理事会の任命する役員をもって構成する。
2. 総裁は、理事会の決議に基づき、公社の業務を執行し、指揮し、公社の名義で、かつ、公社を代表して、契約書、譲渡証書、賃貸借契約、その他法人財産に係る証書を作成し、交付する。総裁は公社の日常業務遂行に必要な契約及び文書の行使権を公社支配人に委嘱することができる。
3. 総裁を除く、役員の仕事及び権限は、その職務及び任命に関する決議によって定められる。

第 5 条

法人としての権限

1. この定款により別に明示されない限り、公社は、
 - a その法人名の継承権を有する。
 - b その法人名において訴訟の当事者となることができる。
 - c 公社の印章を押し、使用する。
 - d この定款によって認められた契約を結ぶことができる。
 - e 業務処理の必要上、又は便宜上、不動産を購入又は賃借して保有することができる。
 - f 土地収用権を行使する権限を有し、不動産を又はその権利を買い上げもしくは収用する場合は、公社の名において、かつ、この定款の目的達成のために行使されるものとする。
 - g 水を集取、処理、送水、配水及び販売するため、いかなる動産、不動産もしくは、これに伴う権利を取得する権限を有し、かつ、琉球列島において、ダム、ポンプ場、浄水場、送水管、貯水施設を含む附属設備を取得又は建造し、水道管を連結することによって多数の給水施設を 1 個の或いは数個の施設に統合する権限を有する。
 - h さらに次の権限を有する。
 - (1) 公社財産の一部もしくは全部を証書、賃貸借、又は、その他の方法によって譲渡すること。但し、500 円を超える価格の財産は琉球列島首席民政官又はその正式後任者の事前の承認なしに譲り渡してはならない。更に、水の集取、処理、送水、配水、販売以外の目的のため、又は、公社設立目的に反する目的のために、公社の全財産を譲渡してはならない。
 - (2) 前記(1)の規定に基づいて、公社財産の一部又は全部を米合衆国に賃貸すること。
 - (3) 琉球列島内において水の供給、一般販売に従事する個人会社に融資し、その債券を購入する権限を有する。
 - i 水を生産及び購入し、琉球列島首席民政官又はその正式後任者の承認した料率で、公私の需要者に水を供給し、販売すること。
 - j その他公社の目的達成上必要なすべての法的行為を履行する権限を有する。

第 6 条

印 章

公社の印章は、公社の名称及び設立年の記された円形のものとする。

第 7 条

免 税

公社は、その財産、収入、事業及び経営につき、いかなる課税の対象にもならない。

第 8 条

会 計

1. 琉球水道公社基金（以下「基金」という。）を茲に設定する。この法令に基づく運営から生ずる収入は、基金に繰入れるものとし、基金は、この法令に基づく公社の全支出に使用する。
2. 理事会は認可された予算に従って、基金のうち現在必要でない部分を琉球政府又はその代行機関及び出先機関の利息を生ずる債権に投資する権限を有する。この債権の元金及び利息は、琉球政府が保証するものとし、利率は、公社と琉球政府間の協定によって定める。基金におけるすべての債権に対する利息及び該債権の販売又は償還による収益金は基金に繰入れその一部となる。
3. 公社の銀行勘定及び当座預金勘定は、理事会の指定する銀行に設けられ、この勘定はすべて基金に繰入れられ、その一部となる。
4. 公社の運営費、施設の改修、拡張費、並びに非常支出額を考慮に入れ、基金が公社の必要以上の余剰額があると理事会が認めた場合は、その余剰額は雑収入として、琉球列島米国民政府一般資金勘定に繰入れるものとする。
5. 公社は、その目的の如何を問わず、一時に負債が 1,000,000 弗を超えない額内で、金銭を借入ることができる。この目的で、公社は、支払期日以前に公社が随時償還しうる手形、社債券、証券その他の証書に規定される方法で発行することができる。公社の起債はすべて、首席民政官の認可を受けなければならない。

第 9 条

予 算 及 び 会 計 検 査

1. 公社は、予算の提出日、書式及び内容、資料の分類並びに作成及び提出方法について首席民政官が定める規則及び規定に基づき年次業務予算を編成し、首席民政官に提出し、その審査及び承認を受けなければならない。予算は、公社が法によって認可されたその事業を適切に遂行しうるように臨時支出等の予備費を充分考慮した弾力性ある運営計画でなければならない。
2. 公社の会計事務は、営利法人業務に適用される原則と手続に基づき、かつ、首席民政官が定める規則及び規定のもとに、毎年検査が行なわれる。

第 10 条

解 散

1. 公社が解散する場合又は琉球列島首席民政官又はその正式後任者から公社を解散する旨の通告があった場合は、理事会は、公社資産を精算し、その業務を閉鎖する。解散の期日又は通告の日から一年を経過しても理事会が公社資産の精算及び業務の閉鎖を完了しない場合は、かかる精算閉鎖業務は、琉球列島米国民政府に移管され、米政府は、公社業務の精算閉鎖の遂行についての理事会の権限を継承する。
2. 公社のすべての資産の精算及びすべての合法的債務支払準備が完了した後に生ずる残額はすべて琉球列島米国民政府一般資金に繰入れられる。

第 11 条

改 正

この定款は、琉球列島米国民政府又はその正式後任者のみが改正できる。

琉球水道公社資本の増加

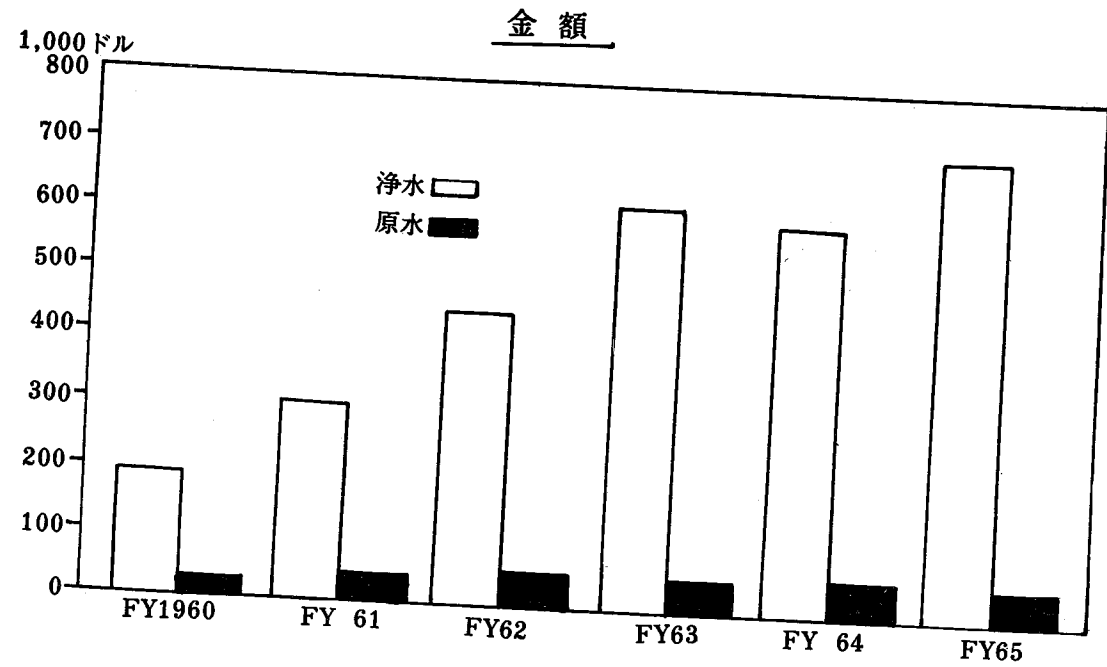
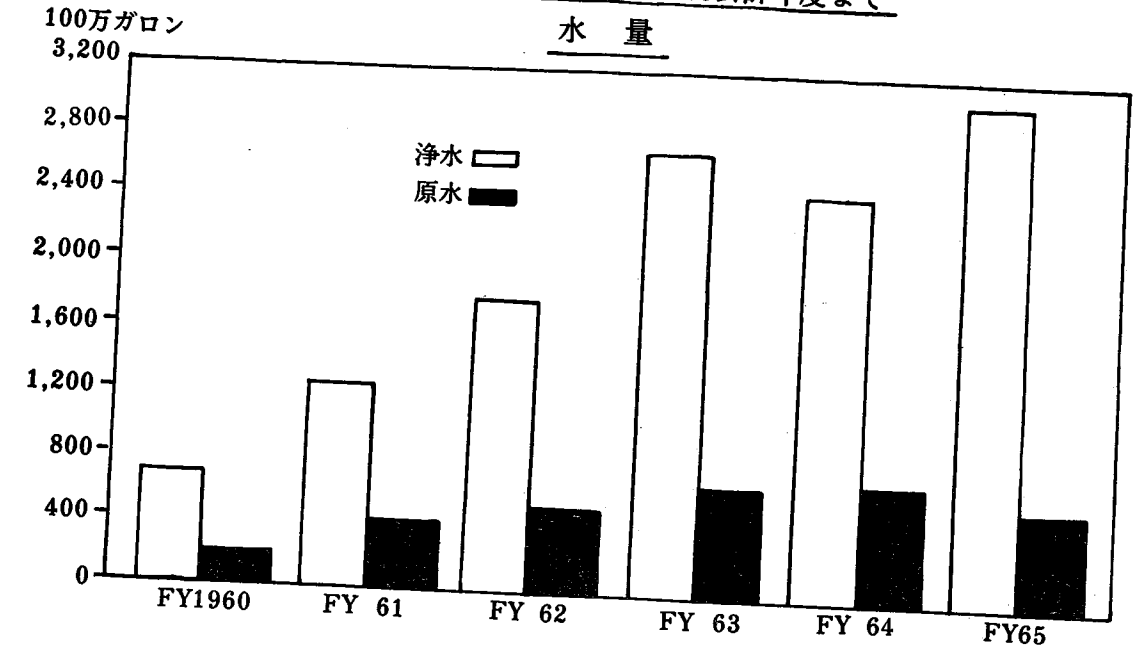
自1959年会計年度一1965会計年度

会計年度	資 本				利 益 剰 余 金			
	年 初	加 (減) :		年 末	年 初	加 :		年 末
		米国民政府 割当資金	米国民政府 一般資金			純利益金額	資本	
1959	—0—	\$ —0—	\$ 137,000	\$ 1,577	\$ 0	\$ 37,409	\$ 37,409	\$ 175,986
1960	\$ 138,577	\$ 255,051	664,051	0	\$ 37,409	60,309	97,718	1,155,397
1961	1,057,679	(40,579)	1,454,949	0	97,718	123,358	221,076	2,693,125
1962	2,472,049	205,449	8,800	0	221,076	219,522	440,598	3,126,896
1963	2,686,298	30,137	1,015,000	0	440,598	253,770	694,368	4,425,803
1964	3,731,435	2,000,000	2,500,000	51,004	694,368	402,406	1,096,774	9,379,213
1965	8,282,439	4,026,879	4,979,000	0	1,096,774	592,058	1,688,832	18,977,150
計		\$ 6,476,937	\$ 10,758,800	\$ 52,581		\$ 1,688,832		

※ その他とは在琉米國陸軍、米國陸軍混成旅団および沖縄住宅公社による資産贈与を含む。

付録5

琉球水道公社年次別水売上高
1965会計年度から1965会計年度まで



琉球水道公社の水の売上

	単位 1,000ガロン		増 加 率
	1965会計年度	1964会計年度	
1. 浄水並びに原水の売上			
浄 水	3,077,987	2,415,441	27
原 水 ※	628,506	722,456	(13)
計	<u>3,706,493</u>	<u>3,137,897</u>	<u>18</u>
1. 需要者別水の売上			
市 町 村	3,491,873	2,723,188	28
貸住宅業者	117,751	171,125	(31)
商業並びに一般家庭	96,869	243,584	(60)
計	<u>3,706,493</u>	<u>3,137,897</u>	<u>18</u>
3. 市町村別水の売上			
那 覇 市	1,603,886	1,567,530	2
コザ市	520,206	378,968	37
宜野湾市	490,510	348,862	41
浦添村	335,458	164,635	104
美里村	165,466	59,682	177
具志川村	104,794	87,665	20
北谷村	92,278	41,026	125
嘉手納村	67,436	14,357	370
読谷村	67,016	45,678	47
北中城村	38,941	10,743	262
与那城村	5,882	4,042	46
計	<u>3,491,873</u>	<u>2,723,188</u>	<u>28</u>

※注 原水は那覇市のみ販売された。

